

4年間で
2000組以上が
交際スタート!

とちぎ結婚支援センター

ベストパートナーと最高の結婚

くわしくは 秘書広報課 シティプロモーション係 ☎0288-21-5135

「本格的に出会いを意識し始めた」「結婚したいけど何から始めたらいいのかわからない…」
そんなあなたのお悩みを「とちぎ結婚支援センター」では丁寧なサポートでお助けします!
ステキな出会いを探してみませんか?

入会申し込みから交際までの 4 つのステップ



1 入会申込み

結婚を希望する男女が、自身のプロフィールを登録します(会員登録)。登録に年齢制限はありません。



2 お相手探し

相手情報を閲覧して、会いたい方とのお引き合わせを申し込みます。情報はご自宅でも閲覧ができます。



3 お引き合わせ

相手が承諾すれば結婚相談員が日程調整や当日のサポートをします。オンラインでのお引き合わせも実施中!



4 交際、そして結婚へ

お引き合わせ後、お互いに交際意思がある場合は交際開始! 交際中も結婚相談員が丁寧なサポートをします。

「とちぎ結婚支援センター」の 4 つの強み

- ☑ 令和3年2月から、自宅パソコンまたはスマートフォンでお相手情報の検索・閲覧、申込みが可能に!
- ☑ 登録料が10,000円(登録期間2年間)
日光市では初回登録・再登録時の登録料10,000円のうち5,000円を補助しています!
- ☑ 栃木県と各市町の協賛金で運営しているため、信頼できる公的機関
- ☑ 閲覧・検索などの利用履歴を活用した、好みのお相手探し機能
(利用すればするほど好みのタイプに近い相手をおすすめしてくれます)

とちぎ結婚支援センター

宇都宮市大通り2-1-5
明治安田生命宇都宮大通りビル6階
☎028-688-0880
ホームページ: <https://www.msc-tochigi.jp/>

登録前にも
お試し検索!



日光市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました

くわしくは 高齢福祉課 ☎0288-21-5100

市では今年3月に、日光市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました。高齢者に関する施策を総合的に推進していく当計画の概要をお知らせします。

基本理念

当計画では、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会、「地域共生社会」の実現を重点に据え、「共に生きるまち」にっこう“日光(幸)”を目指してを基本理念としました。

計画期間

令和3年度～令和5年度の3年間になります。

基本目標

基本理念に基づき、次の5つの目標を掲げて、体系的に施策を展開します。

- ・基本目標1 「介護予防・生きがいづくりの推進」
- ・基本目標2 「地域のネットワークづくりの強化」
- ・基本目標3 「生活支援の充実」
- ・基本目標4 「本人の意思を尊重したケアの推進」
- ・基本目標5 「介護保険サービスの充実」



介護保険料

第8期介護保険事業計画における総給付費の見込額や、介護保険財政調整基金の残高などを考慮し、今後3年間の介護保険料を設定しました。第8期介護保険料は第7期介護保険料と同額となっています。

表：65歳以上の方(第1号被保険者)の所得段階別介護保険料

所得段階	市民税課税状況	対象者(前年の所得状況等)	保険料率	保険料(年額)
第1段階	世帯非課税 ・ 本人非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 【0.30】	28,800円 【17,300円】
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.625 【0.50】	36,000円 【28,800円】
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.75 【0.70】	43,200円 【40,400円】
第4段階	世帯課税・ 本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	51,800円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.00	57,600円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.20	69,100円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	74,800円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	86,400円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	97,900円
第10段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.75	100,800円
第11段階		合計所得金額が600万円以上の方	1.80	103,600円

※第1段階～第3段階では公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内の金額に軽減されます

※「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額で基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額です

※所得などの条件は、国による第8期の基準所得金額が第7期と変更になったことから、「第7段階と第8段階を区分する基準所得金額200万円→210万円」、「第8段階と第9段階を区分する基準所得金額300万円→320万円」に変更となりました

この計画は市ホームページでもご覧になれます